

自社で使う電気を、再エネで発電+蓄電！！

自家消費型再生可能エネルギー発電設備と蓄電池の導入を支援します。

1 補助対象となる再生可能エネルギー発電設備

再生可能エネルギーの種類と規模

(注)「固定価格買取制度」で定める設備認定を受けないことが補助対象としての条件です。



太陽光発電 : 10kW以上



水力発電 : 10kW以上1,000kW以下



風力発電 : 10kW以上



地熱発電 : 規模要件なし



バイオマス発電 : 10kW以上

複数の種類の再生可能エネルギー発電設備を導入する場合、出力合計が10kW以上あれば補助対象となります。

蓄電池 : 再エネ発電設備と併せて設置することができます。

- ①定格出力は導入する再エネ発電設備の発電出力の同等以下
- ②導入する再エネ発電設備の電気のみを貯めるもの

ピークシフトや非常時にも活用できます！

2 補助対象事業者・補助率について

○地域再生可能エネルギー発電システム等導入促進対策事業

- ・地方公共団体
- ・非営利民間団体（社会福祉法人・医療法人・学校法人など）

補助対象経費の1/2以内
1件当りの年間の補助金額の上限額：1億円

○再生可能エネルギー発電システム等事業者導入促進対策事業

- 民間事業者等（法人及び青色申告を行っている個人事業者）

補助対象経費の1/3以内
1件当りの年間の補助金額の上限額：1億円

3 公募期間について

平成27年3月20日から平成27年11月30日まで。



- ・公募期間内は随時受け付けることとし、交付申請書の当協議会への到着時期により、上記の区切りで締切り、審査及び交付決定を行う予定です。
- ・国庫補助金予算であるため、各締切時点で予算額以上の申請があった場合は、公募期間中であっても公募中止することがありますのでご注意ください。

4 事業期間について

交付決定日から平成28年2月29日まで。

事業の実施計画、単年度では事業完了が困難であると確認できる事業については、原則最大4年まで複数年度事業として申請ができます。

事業開始

三者見積競争入札

発注

工事

検収

支払い

事業完了
平成28年
2月29日まで

交付決定日以降に初めて補助事業の開始（発注、契約）が可能となります。